

地方交付税法の一部を改正する法律 要綱

一 地方交付税の総額の特例

(一) 地方財政の状況等に鑑み、平成二十四年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東

日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十五年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった千六百三十三億三千九百七十三万千円を減額するとともに、平成二十六年分における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について二十六億三千八百五十五万五千円を加算すること。

(二) 補正予算により増額された平成二十六年分分地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二 その他所要の改正